

宮ノ陣クリーンセンター 維持管理計画

項目	基準	基準に対応した 施設構造内容
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉へのごみ投入量については、目視や計器および自動制御装置の活用により処理能力を超えないよう監視できる構造とする。
二	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）にあっては、次のとおりとする。	
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピット内をごみクレーンにより攪拌・積替えすることでごみ質の均一化を図っている。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、施行規則第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ごみホッパにごみクレーンで投入されたごみにより、燃焼室と外気を遮断する。燃焼室へのごみの供給は、給じん装置(添付 4-1 フロー図及び添付 9-1 給じん装置・燃焼装置外形図参照)により定量ずつ燃焼室内へ供給する構造となっている。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、燃焼室内温度を摂氏 850 度以上に維持する計画としている。また、燃焼室内の温度が低下した場合には、助燃バーナ及び再燃バーナ(添付 4-1 フロー図参照)を運転することで燃焼室内温度を保持する計画としている。
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	ハイブリッド型のストーカ炉とすることで、効率的な炉内におけるごみの攪拌や空気供給を行うことが可能となり、熱しゃく減量を 3%以下となる施設になっている。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ及び再燃バーナ(添付 4-1 フロー図参照)により速やかに升温する計画としている。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	炉内燃焼状況を確認しながら助燃バーナ及び再燃バーナを作動させ、炉内のごみが燃え尽きるまで燃焼させる計画としている。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内の排ガス温度を熱電対により連続的に計測し、かつ記録する装置を設置する計画としている。燃焼室内の温度計位置については添付 8-5 参照。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあって、この限りでない。	排ガス減温装置によりろ過式集じん機入口温度を摂氏 200 度以下に冷却するよう計画している。設置位置は添付 4-2 フロー図参照。

項 目	基 準	基準に対応した 施設構造内容
二 リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（このただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん機入口温度を連続的に測定し、かつ記録するよう計画している。設置位置は添付 4-2 フロー図参照。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	ボイラ水管に堆積したばいじんはハンマリング装置により、又エコノマイザに堆積したばいじんはスートブロウにより定期的に除去する計画としている。また、ろ過式集じん機に堆積したばいじんはパルスジェット方式により自動で除去する計画としている。排ガス減温装置については、補修整備時に状況に応じてばいじんの除去作業を行う計画としている。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りではない。	自動燃焼制御装置により、排ガス中一酸化炭素濃度(添付 4-1 フロー図参照)を 4 時間平均値にて 30 ppm 以下で、1 時間平均値にて 100 ppm 以下となるよう計画している。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素を連続的に測定する分析計(添付 4-1 フロー参照)を設置し、かつ記録するよう計画している。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 【別表第二】 4t/h 以上・・・0.1ng/m ³ 、2t/h 以上 4t/h 未満・・・1ng/m ³ 、2t/h 未満・・・5ng/m ³ ダイオキシン類の濃度は、環境大臣の定める方法により算出されたものとする。	自動燃焼制御装置及び排ガス処理設備により、煙突から排出されるダイオキシン類濃度を、0.05ng-TEQ / m ³ _N 以下（乾きガス基準 O ₂ = 12% 換算値）となるよう計画している。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 ヶ月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類濃度については年 1 回、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）については、6 ヶ月に 1 回以上測定し、記録する計画としている。

項 目		基 準	基準に対応した 施設構造内容
二	ヨ	排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ろ過式集じん機を設置し適正な排ガス処理を行うことで、公害防止基準値以下になるよう計画している。
	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	(当該施設は該当しない)
	レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、施行規則第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、ばいじんは集じん灰貯留タンク、焼却灰は灰ピットに貯留する計画としている。
	ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	(当該施設は該当しない)
	ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏 1000 度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	(当該施設は該当しない)
	ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん、セメント、薬剤及び水を均一に混合することができる集じん灰処理装置(混練成形機)を設置する。混練成形機の設置位置は添付 4-4 フロー図参照。
	ナ~ケ		(当該施設は該当しない)
	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	ごみピットに放水銃及び火災検知器を設置すると共に、消防法令上に準拠し、各種消防設備を備え、中央制御室にて常時監視を行う計画としている。
三~九	(略)	(当該施設の技術的項目でないため省略する。)	
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設建屋内のごみピットにごみを貯留し、施設稼働時にごみピット内空気を燃焼用空気として用い、ごみピット内に浮遊する粉じんの飛散および悪臭の発散を防止する。 プラットホーム出入口にはエアカーテンを設けて臭気の遮断を図る。 また、休炉時には脱臭装置(添付 4-1 フロー図参照)で処理し悪臭の発散を防止する。	
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	発生源となるごみピットを密閉構造とすることで、蚊、はえ等が外部へ飛散しない構造としている他、構内の清潔を保持する。	

項 目	基 準	基準に対応した 施設構造内容
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音を伴う機器については、建屋内への設置あるいは防音壁を設置することにより、防音対策を行う。また、大きな振動を伴う機器については独立基礎、堅固な基礎に固定又は防振ゴム等による防振対策を行う。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	排水処理設備を設置し、処理水は全量場内にて再利用することを原則としている。ただし、実運用上において、給・排水の収支バランス上止むを得ない場合に限り、下水放流基準値内の処理水を下水放流する。 なお、下水道への放流水については1ヶ月に1回測定を行う。 設置位置は添付 4-6 フロー図および9-7-1～9-7-7 参照。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	日常点検、定期的に補修整備を実施し、設備機能の保持に努める。 ばい煙及び水質については以下のとおり定期的に測定する。 排ガス：原則として1炉につき6ヶ月に1回以上 (ダイオキシン類については1炉につき1年に1回) 放流水：原則として1ヶ月に1回 (ダイオキシン類については1炉につき1年に1回)
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	施設の維持管理は運営委託を行い、久留米市の指揮・監督のもとくるめハイトラスト株式会社にて行う計画としている。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	補修点検・補修整備等で得た各機器計測データ、運転データ等を記録し、3年間保存する計画としている。